

救命技能認定証の有効期間延長について

東京消防庁では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、下記のとおり救命技能認定証の有効期間を延長しております。皆様の救命技能を維持するために、ご自身の救命技能認定証の有効期限を確かめ、早めの受講を心がけていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

《令和3年12月31日までの対応》

延長対象認定証：上級救命技能認定証・救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者講習含む）・応急手当普及員認定証
 応急手当指導員認定証・現場派遣員講習修了証・患者等搬送乗務員適任証*

対象の方：令和2年2月1日から令和3年12月30日の間に有効期間が満了する方
 （※適任証は令和2年3月12日から令和3年12月30日の間に有効期間が満了する方）

延長後有効期限：一律令和3年12月31日まで
再講習受講後の有効期限：延長する前の有効期限から3年後（※適任証は延長する前の有効期限から2年）



《令和4年1月1日以降の対応》

- 延長対象認定証：上級救命技能認定証・救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者講習含む）
- 対象の方：
 - 令和2年2月1日～令和3年12月31日の間に有効期間が満了する方（左記期間内で再講習未受講の方）

これまでの有効期限 一律令和3年12月31日まで ● ➡ 一律令和4年9月30日まで延長 ●

○令和4年1月1日以降の有効期限の方

個々の救命技能認定証の有効期限 □ 15ヶ月（1年3ヶ月）延長 ★
 （再講習は、延長後有効期限の6ヶ月前から受講可能です。）

- 再講習受講後の有効期限：再講習を受講した日から3年後



お問合せ 八王子消防署 042-625-0119